

事業運営上の留意事項

指定に関すること

- ・指定後の各種手続について ······ 125~128

指導に関すること

- ・指定居宅サービス事業者等に対する主な指導事項（大阪府下） ······ 129~133

その他

- ・身体的拘束について ······ 134~142

- ・地域密着型サービス利用に係る条件について ······ 143~144

指定後の各種手続きについて

◆ 変更の届出、介護給付費算定に係る体制等に関する届出

1 変更届出書の提出

指定地域密着型サービス事業者（介護予防も含みます。）は、当該指定に係る事業所の名称、所在地、法人名称、運営規程等厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、変更のあった日から 10 日以内に「変更届出書」の届出が必要です。「変更届出書」に必要書類を添付して届け出てください。必要書類や届出方法は寝屋川市福祉部指導監査課のホームページで確認してください。

変更の内容によっては、介護保険事業所番号が変わる場合がありますので、事前に相談してください。

（例）

- (1) 市町村を越えて事業所の所在地を移転した場合
- (2) 同一所在地同一名称で運営している複数の介護保険サービス事業の一部の事業について、事業所名称を変更した場合

2 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出

指定時に届け出た「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の内容を変更する場合（新たに加算を算定する場合や加算の区分を変更する場合等）は、届出が必要です。**算定希望月の前月の 15 日までに届け出て下さい。16 日以降に届け出された場合は、翌々月からの算定となります。**

（介護予防）認知症対応型共同生活介護については、届出があった日が月の初日であれば当該月から、月の初日以外であればその翌月からの算定となります。

◆ 廃止、休止、再開の届出

1 廃止（休止・再開）届出書の提出

指定以降に廃止、休止、再開をする場合は、「廃止（休止・再開）届出書」の提出が必要です。

2 廃止（休止・再開）届出書の提出に伴う留意事項

(1) 休止の場合

事業者としての要件（指定基準）を満たさなくなった場合等で、かつ、事業継続の意思を有する場合は、休止届出書の提出が必要です。（**休止期間は最大6か月です。**）

利用者へのサービス提供に空白が生じないよう、利用者の希望を踏まえ他の事業所等への引き継ぎの対応を行ってください。

届出の提出期限は、休止予定日の1か月前までです。来庁対応のみの受付で、郵送での受付はできません。あらかじめ日時をご予約の上、持参してください。

(2) 再開の場合

休止届出書を提出した事業者が事業を再開する場合は、再開届出書の提出が必要です。なお、**必ず再開前にご連絡いただき、来庁により再開届出書を提出してください。**

(3) 廃止の場合

事業を廃止する場合は、廃止届出書の提出が必要です。（**指定書（又は更新指定書）の原本を添付してください。**）

利用者へのサービス提供に空白が生じないよう、利用者の希望を踏まえ他の事業所等への引き継ぎの対応を行ってください。

届出の提出期限は、廃止予定日の1か月前までです。来庁対応のみの受付で、郵送での受付はできません。あらかじめ日時をご予約の上、持参してください。

◆ 指定の更新

指定事業者として事業を実施するためには、6年ごとに指定の更新が必要です。**指定の更新を受けなければ、指定の効力を失い、介護報酬が請求できなくなります。**

(例)

新規指定日	令和3年4月1日
有効期間満了日	令和9年3月31日
更新日	令和9年4月1日
更新後の有効期間満了日	令和15年3月31日

1 更新の手続

更新手続きが必要な事業者については、寝屋川市から郵送で更新申請のご案内を送付します。必要書類をそろえ、案内文記載の日時に来庁してください。審査後、更新指定書を郵送にて交付します。なお、各事業者におかれましても更新時期の把握に努めてください。

2 更新に当たっての留意事項

- (1) 事業者（法人にあってはその役員、開設する各事業所の管理者）が指定更新に当たり欠格事由に該当している場合は、指定の更新が受けられません。
- (2) 事業者が法人で、同一法人グループに属し、密接な関係を有する別の法人が指定の取消し処分を受けた場合には、指定の更新が受けられない場合があります。
- (3) **休止中の事業所については、指定の更新が受けられません。**更新申請までに再開届を提出し事業を再開するか、廃止届を提出する必要があります。
- (4) 更新対象事業所の指定有効期間と、同一所在地で一体的に行う他の事業所の指定有効期間を合わせることが可能です。指定有効期間を合わせる場合は、更新申請に必要な書類に加え、申出書を提出してください。
- (5) 他市町村の区域外指定、みなし指定の取扱いを受けている事業者の更新手続きについては、当該市町村での更新手続きが必要となりますので、当該市町村へお問い合わせください。

◆ 様式及び添付書類

変更届出書、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書、廃止（休止・再開）届出書の様式や添付書類等は、**寝屋川市福祉部指導監査課のホームページ**に掲載しています。

◆ 指定・更新に係る手数料

指定申請や指定更新申請の際には、手数料が必要です。（寝屋川市外の事業所等からの手数料徴収は行いません。）

	新規指定		更新（6年ごと）	
居宅サービス事業者 地域密着型サービス事業者		30,000 円		10,000 円
介護予防サービス事業者 地域密着型介護予防サービス事業者	同時申請 35,000 円	30,000 円	同時申請 10,000 円	10,000 円
指定事業者（寝屋川市指定第1号事業）		30,000 円		10,000 円
居宅介護支援事業者 介護予防支援事業者	30,000 円		10,000 円	

指定居宅サービス事業者等に対する主な指導事項（大阪府下）

居宅サービス共通		
項目	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等（抜粋）	指導した際によくあるケースと改善ポイント
【設備に関する基準】 設備及び備品等	専用区画（事務室、相談室、静養室等）に変更がある場合は、遅滞なく変更届出書の提出を行わなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ○変更届を失念しているケースが見受けられた。 (改善のポイント) ・事業所の改築により、専用区画の配置等を変更した場合は、速やかに所管庁へ届け出ること。
【運営に関する基準】 内容及び手続の説明及び同意	<p>指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、居宅サービス員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>指定居宅サービス事業者は、利用者に対し適切な指定居宅サービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定サービス事業所の（中略）提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等（中略）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定居宅サービスの提供を受けることにつき同意を受けなければならないこととしたものである。（解説通知より抜粋）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「重要事項説明書」と「運営規程」の記載（営業日時、従業員数、通常の事業の実施地域、サービス提供の内容など）に相違がある。 ○契約を行った後で重要事項の説明を行っている。 ○利用料が、利用者負担割合2割及び3割の利用者に対応する内容となっていない。 (改善のポイント) ・運営規程の内容を基本にして整合させること。また、運営規程の内容を変更する場合は、所管庁に変更を届け出ること。 ・指定居宅サービスの提供の開始の際に、あらかじめ重要事項説明を行うこと。 ・利用料については、利用者負担割合に応じて説明を行うこと。 <p>○重要事項説明書等の書面に第三者評価の実施状況が掲載されていない。 (改善のポイント)</p> <p>・第三者評価の実施の無い場合は、現状実施していない旨を掲載すること。</p> <p>参考：「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項について」 (平成30年3月26日付け老発0326第8号)</p>
心身の状況等の把握	指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ○サービスの提供に当たり、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービス等について把握すること。 (改善のポイント) ・サービス担当者会議の記録を作成し、保管しておくこと。
居宅サービス計画等の変更の援助	指定居宅サービス事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の希望等により恒常に利用時間等が変更されている状況で、個別サービス計画は変更しているが居宅サービス計画は変更されていない。 (改善のポイント) ・個別サービス計画の変更が必要な場合、居宅介護支援事業所へ連絡し利用者の状況を報告する等必要な援助を行う。

項目	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等（抜粋）	指導した際によくあるケースと改善ポイント
サービスの提供の記録	<p>指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○記録書類等について消しゴム等で容易に消すことが可能なボールペンや鉛筆等で記入しており、容易に改ざんできる状態となっている。 ○サービスの開始時刻・終了時刻が、実際の時間ではなく、個別サービス計画に位置付けられている標準的な時間となっている。 ○利用者的心身の状況の記録がない、または、単にサービス内容を記載したもの等記録として不十分なものとなっている。 (改善のポイント) <ul style="list-style-type: none"> ・記録書類等については消すことのできない筆記用具により、明確に記入すること。 ・サービスを提供した際の、提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者的心身の状況、その他必要な事項（サービス提供者の氏名など）を記録すること。 ・「利用者的心身の状況」の記録内容 当該項目の記載がない、または、単にサービス内容を記載したもの等記録として不十分なものが見受けられるので、今後のサービス提供に活かすために、利用者的心身の状況について把握した内容を記録すること。（例：「咳が続いている」「食事の呑み込みが悪くなった」「体調がよかつたので外出した」）等、体調などの変化にも注意した記録内容とする。 ・サービスの提供の記録に記録する項目 【訪問介護・訪問入浴（予防）・訪問看護（予防）等】 サービス提供日、サービス内容、利用者的心身の状況、その他必要な事項（提供者の氏名等） 【通所介護・通所リハビリ（予防）】 サービス提供日、サービス内容、提供者の氏名、送迎時間（事業所及び利用者宅の発着時間）、利用者的心身の状況等 【福祉用具貸与（予防）・特定福祉用具販売（予防）】 訪問日、貸与開始日、終了日、種目及び品名、利用者的心身の状況、提供した具体的なサービスの内容
高齢者虐待の防止	<p>(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 抜粋)</p> <p>第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○虐待と疑われるケースが見受けられても対応していない。 ○医療系サービスにおいて、必要な手続きのないままミトン等を使用している。 (改善のポイント) <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は従業者に対して研修の機会を提供するなど高齢者虐待の防止に関する取組みを行うこと。 <p>参考：大阪府の認知症・高齢者虐待防止関連サイト 「認知症施策・高齢者虐待防止」 https://www.pref.osaka.lg.jp/kaigoshien/ninnshishou-gyakutai/index.html 「身体拘束ゼロへの手引き」「大阪府身体拘束ゼロ推進標準マニュアル」 https://www.pref.osaka.lg.jp/koreishisetsu/kyotuinfo/sintaikousoku.html</p>
領収証の発行	<p>指定居宅サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅サービス事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○交付する領収証に保険給付対象額、その他の費用、医療費控除対象額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していない。 ○医療費控除対象額に含まれない額を記載している。 ○医療費控除額を記載していない。 (改善のポイント) <ul style="list-style-type: none"> ・医療費控除の対象となりうるサービス <ul style="list-style-type: none"> ① 医療系サービス（訪問看護等） ② ケアプランにもとづき、①のサービスまたは医療保険の訪問看護と併せて利用している訪問・通所サービス・短期入所生活介護 （生活援助中心型の訪問介護を除く） ③ 介護福祉士等による喀痰吸引等の対価（自己負担額の10%） <p>参考：「介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除等の取扱いについて」 （平成12年6月1日付け老発第509号・平成18年12月1日事務連絡・平成22年1月21日事務連絡・平成25年1月25日事務連絡抜粋）</p>

項目	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等（抜粋）	指導した際によくあるケースと改善ポイント
保険外サービス	<p>指定居宅サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅サービスを提供した際に、その利用者から支払いを受ける利用料の額と、当該指定居宅サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険サービスと保険外サービスが、同じ運営規程等で定められている。 ○介護保険サービスと保険外サービスの会計が区分されていない。 (改善のポイント) ・利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定居宅サービスを提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定居宅サービスに係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けないこと。 なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定居宅サービスの次のようなサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。 <ul style="list-style-type: none"> イ 利用者に、当該事業が指定居宅サービスの事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定居宅サービス事業所の運営規程とは別に定められていること。 ハ 会計が指定居宅サービスの事業の会計と区分されていること。 参考：「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日付け老企第25号抜粋） ・介護保険サービスと保険外サービスを同時一体的に提供することや、特定の介護職員による介護サービスを受けるための指名料や、繁忙期・繁忙時間帯に介護サービスを受けるための時間指定料として利用者の自費負担による上乗せ料金を徴収することについては、単に生活支援の利便性の観点から、自立支援・重度化防止という介護保険の目的にそぐわないサービスの提供を助長するおそれがあることや、家族への生活支援サービスを目的として介護保険を利用しようとすると、利用者本人のニーズにかかわらず家族の意向によってサービス提供が左右されるおそれがあること、指名料・時間指定料を支払える利用者へのサービス提供が優先され、社会保険制度として求められる公平性を確保できなくなるおそれがあること等が指摘されており、認めていない。 参考：「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて」介護保険最新情報Vol.678（平成30年9月28日）
勤務体制の確保等	<p>指定居宅サービス事業者は、利用者に対し適切な指定居宅サービスを提供できるよう、指定居宅サービス事業所ごとに、従業員等の勤務の体制を整備しておかなければならぬ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険法の基準における常勤の考え方を誤って理解している為、人員基準を満たしていないかった。 ○翌月の勤務表が前月末までに作成されていない。 ○勤務表が事業所ごとに作成されていない。 ○勤務表に従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、兼務関係などが明記されていない。 ○非常勤職員（登録型の訪問介護員を含む。）について勤務予定の管理を行っていない。 (改善のポイント) ・常勤とは当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいう。 【勤務表について】 <ul style="list-style-type: none"> ・管理者を含む全ての従業者を記載し、事業所ごと、原則として月ごとに作成すること。 ・介護保険外サービスに従事した時間が分かるように区別すること。 ・従業者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。なお、登録型の訪問介護員等については、確実に勤務できるものとして管理者が把握している時間を明記すること。 ・法人代表、役員が管理者、サービス提供責任者等の常勤従業者となり雇用契約が必要とされない場合であっても、勤務時間、職務の内容等を明確にすること。

項目	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等（抜粋）	指導した際によくあるケースと改善ポイント
勤務体制の確保等	指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業所ごとに、当該指定居宅サービス事業所の従業員等によって指定居宅サービスを提供しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ○指定訪問介護事業所の訪問介護員以外の者が指定訪問介護を提供している。 ○雇用契約書もしくは労働条件通知書等により当該事業所管理者の指揮命令下にあること及び職務の内容が明確にされていない。 (改善のポイント) <ul style="list-style-type: none"> ・常勤・非常勤を問わず、従業者に労働条件（雇用期間、就業場所、従事する業務（兼務の職務）、勤務時間等）を書面で示すこと。（労働条件通知書・雇用契約書等を作成し、交付する）
	指定居宅サービス事業者は、従業員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員等の資質向上に関する研修の機会が確保されていない。 ○研修（内部、外部を含む）の実施記録等が保存されていない。 (改善のポイント) <ul style="list-style-type: none"> ・前年末に翌年度の年間計画を立てるなど計画的に研修を行うこと。 ・外部研修へ参加しその内容について伝達研修を行うなど、従業員の資質の向上に取り組むこと。 ・研修実施後は資料等も含め、記録を残すこと。
衛生管理等	指定居宅サービス事業者は、従業員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ○管理者が従業者の健康診断の結果を把握する等の管理を行っていない。 ○感染症予防マニュアルを整備し、従業者に周知する、など、従業員が感染源とならないための措置がとられていない。 ○居宅サービス事業者（通所系サービス・施設系サービス）が事業所内での食中毒及び感染症の発生を防止するための措置をとっていない。 (改善のポイント) <ul style="list-style-type: none"> ・雇用形態、勤務時間に関わらずすべての従業員等の健康状態について管理を行うこと。 ・深夜業を1週間に1回以上または1月に4回以上行う従業員等については6か月以内ごとに1回健康診断を実施すること。
秘密保持等	<p>指定居宅サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>指定居宅サービス事業者は、当該指定居宅サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>指定居宅サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならぬ。</p>	<p>【従業者の秘密保持について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○従業者の在職中及び退職後における、利用者及びその家族の個人情報に関する秘密保持について、事業者と従業者間の雇用契約、就業規則、労働条件通知書、誓約書等で取り決めが行われていない。 ○取り決めが行われている場合であっても、秘密保持の対象が、「利用者及び利用者の家族の個人情報」であることが明確になっていない。 <p>【個人情報の使用同意について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合について、それぞれから文書による同意が得られない。 （改善のポイント） <ul style="list-style-type: none"> ・家族の個人情報を使用する場合は、利用者だけでなく家族についても記名できる様式にしておくこと。必要最小限の個人情報を得るようにすること。 <p>【個人情報の取扱いの徹底について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○運営規程や重要事項説明書に、平成29年5月29日に廃止された「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」が引用されている。 (改善のポイント) <ul style="list-style-type: none"> ・新たに作成され平成29年5月30日から適用されている「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラン」に修正すること。

項目	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等（抜粋）	指導した際によくあるケースと改善ポイント
苦情処理	<p>指定居宅サービス事業者は、提供した指定居宅サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>指定居宅サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○苦情の内容が記録されていない、又はその様式や記録が整備されていない。 ○苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを行っていない。 ○苦情記録に「その後の経過」「原因の分析」「再発防止のための取組み」の記録がされていない。 (改善のポイント) <ul style="list-style-type: none"> ・組織として迅速かつ適切に対応するため、苦情の内容等を記録するための様式を整備し、苦情の内容等を記録すること。 ・相談や要望などについても記録し、苦情につながらないように対策すること。 ・苦情（相談・要望を含む）がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえて、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行うこと。
事故発生時の対応	<p>指定居宅サービス事業者は、利用者に対する指定居宅サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>指定居宅サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○事故・ひやりはっと事例報告が記録されていない。 ○事故・ひやりはっとに関する記録の整備（処理簿、台帳の作成等）がされていない。 ○事故記録等に「その後の経過」、「原因の分析」、「再発防止のための取組み」が記録されておらず、また「再発防止のための取組み」が行われていない。 ○報告すべき事故について市町村等に報告していない。 (改善のポイント) <ul style="list-style-type: none"> ・事故の状況等によっては、各市町村の取扱いに応じて市町村等への報告を行うこと。 ・事故が生じた際には、その原因を解明し再発防止の対策を講じること。 ・事故・ひやりはっと事例発生時の状況及びこれらに際して採った処置等について事業所内で共有を行うこと。
会計の区分	<p>指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各介護保険サービス事業ごと及び他の事業の経理・会計が区分されていない。（訪問介護と障害福祉サービス、訪問介護と有料老人ホーム等） (改善のポイント) <ul style="list-style-type: none"> ・人件費、事務的経費等についても按分するなどの方法により、それぞれの事業ごとに会計を区分すること。 参照：「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（H13.3.28 老振発第18号）

身体的拘束について

- 身体的拘束と高齢者虐待との関係
「緊急やむを得ない場合」ではない身体的拘束は
高齢者虐待に該当します。

- 「緊急やむを得ない場合」の要件

「切迫性」：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
「非代替性」：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
「一時性」：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

上記3要件を同時に満たすことが必要です。

- 「緊急やむを得ない場合」の手続

- 1 担当の職員又はチームではなく、施設（事業所）全体で判断する。（他の方法がないか検討する。）
- 2 身体拘束の内容・目的・時間・期間等を本人や家族に十分に説明し同意を求める。
- 3 常に観察、再検討し、3要件に該当しなくなった場合には速やかに解除する。
- 4 身体拘束の態様・時間、心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

● 身体的拘束等の適正化を図るための措置

- 1 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底すること
- 2 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- 3 介護職員その他の従業者に身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること

身体的拘束等の実施の有無にかかわらず、上記のすべての措置を講じていなければなりません。

(参考)

身体拘束廃止未実施減算の適用について

1 身体拘束禁止規定について

対象事業について「サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。」旨規定されている。

なお、「緊急やむを得ない場合」に例外的に身体的拘束等を行う場合においても、要件・手続の面で慎重な取り扱いが求められる。

【対象事業】

- | | |
|----------------------|------------------------|
| ○ (介護予防) 短期入所生活介護 | ○ (介護予防) 短期入所療養介護 |
| ○ (介護予防) 特定施設入居者生活介護 | ○ 介護老人福祉施設 |
| ○ 介護老人保健施設 | ○ 介護療養型医療施設 |
| ○ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 | ○ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 |
| ○ 看護小規模多機能型居宅介護 | ○ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 |
| ○ 地域密着型特定施設入居者生活介護 | ○ 介護医療院 |

2 身体拘束廃止未実施減算における基準・解釈通知等

以下、介護老人福祉施設についての基準・解釈通知等を記載しているが、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・介護老人保健施設・介護医療院等についても同様の内容である。

① 基準（平成12年厚告21） 別表1注4

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

<厚生労働大臣が定める基準(平成 27 年厚生労働省告示 95 号) 86>

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 39 号) 第 11 条第 5 項及び第 6 項又は第 42 条第 7 項及び第 8 項に規定する基準に適合していないこと。

【減算対象事業】

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (介護予防) 特定施設
- (介護予防) 認知症対応型共同生活介護
- 入居者生活介護
- 介護医療院
- 地域密着型特定施設
- 入居者生活介護

② 解釈通知（平成 12 年老企 40）第 2 の 5(5)

身体拘束廃止未実施減算については、施設において身体拘束等が行われていた場合ではなく、指定介護老人福祉施設基準第 11 条第 5 項の記録(同条第 4 項に規定する身体拘束等を行う場合の記録)を行っていない場合及び同条第 6 項に規定する措置を講じていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算することとなる。

具体的には、記録を行っていない、身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催していない、身体的拘束の適正化のための指針を整備していない、又は身体的拘束適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出^{*}した後、事実が生じた月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数から減算することとする。

※ 「記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出」の“速やか”とは？

…改善計画の提出日は記録を行っていない事実が生じた日(記録を行っていなかったことを発見した日)から概ね 1 ~ 2 週間程度と考える。

Q&A（平成18年9月 介護制度改革 INFORMATION vol.127 問10）

(問) 身体拘束廃止未実施減算については、「身体拘束の記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から3か月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について減算すること」とされているが、施設監査に行った際に身体拘束に係る記録を行っていないことを発見した場合、いつからいつまでが減算となるのか。また、平成18年4月前の身体拘束について記録を行っていなかった場合は、減算の対象となるのか。

・身体拘束の記録を行っていないかった日

：平成18年4月2日

・記録を行っていないことを発見した日

：平成18年7月1日

・改善計画を市町村長に提出した日

：平成18年7月5日

(答) 身体拘束廃止未実施減算については、身体拘束の記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出し、これに基づく改善状況を3か月後に報告することになっているが、これは、事実が生じた月に改善計画を速やかに提出させ、改善計画提出後最低3か月間は減算するということである。

したがって、お尋ねのケースの場合、改善計画が提出された平成18年7月を基準とし、減算はその翌月の同年8月から開始し、最短でもその3か月後の10月までとなる。

なお、身体拘束廃止未実施減算は、平成18年4月から新たに設けたものであることから、同月以降に行った身体拘束について記録を行っていないかった場合に減算対象となる。

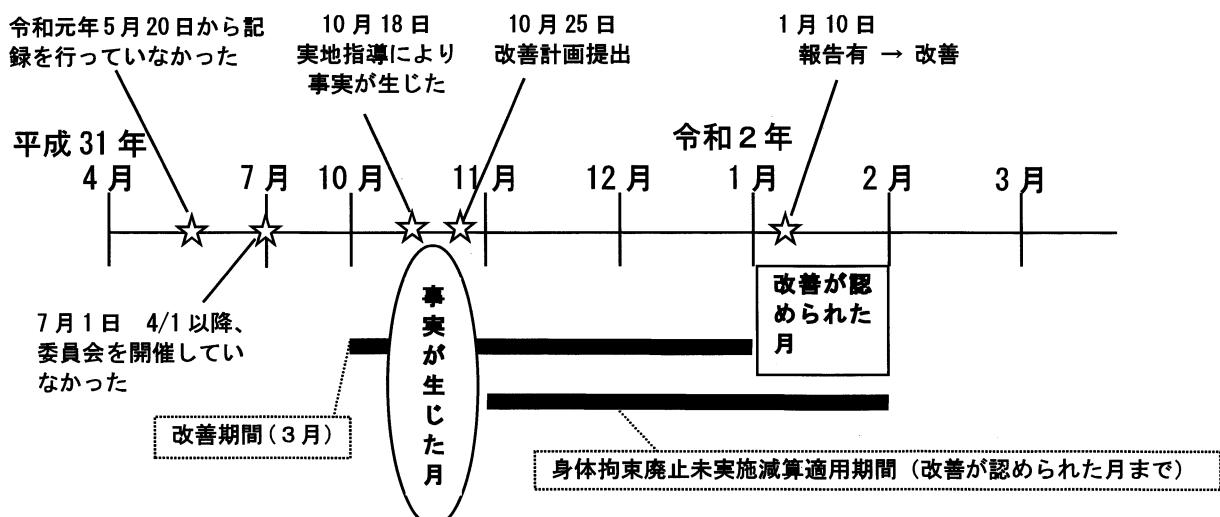
Q&A（平成 30 年 3 月 23 日 問 87・問 117）

(問) 身体拘束廃止未実施減算について
新たな基準に追加された体制をとるための準備が必要であると考えられるが、何時の時点から減算を適用するか。

(答) 施行以後、最初の身体拘束廃止に係る委員会を開催するまでの 3 ヶ月の間に指針等を整備する必要があるため、それ以降の減算となる。

3 身体拘束廃止未実施減算の適用の考え方（例示）

① 「事実が生じた月」と「改善計画の提出月」が同月内の場合



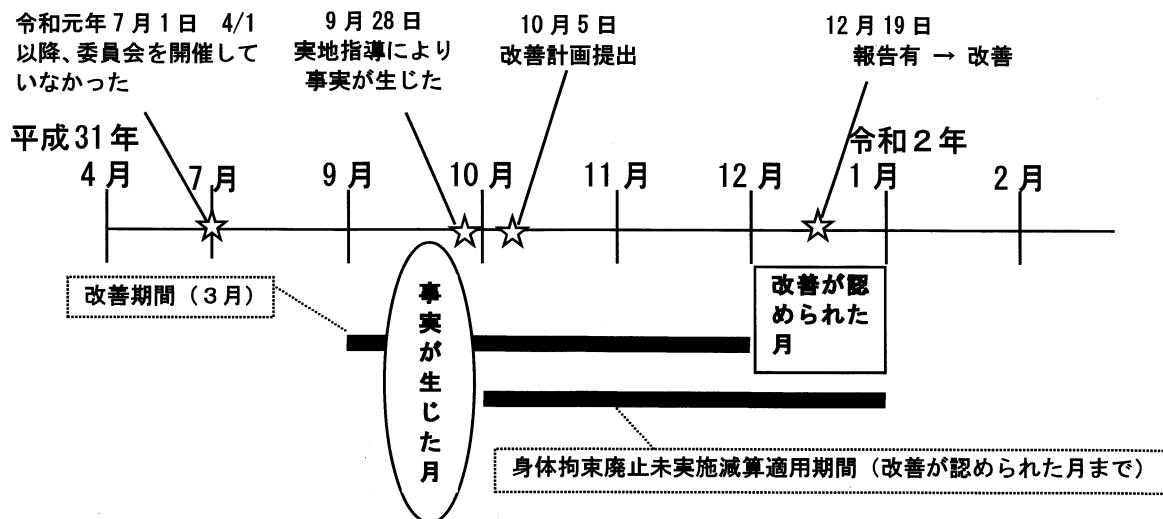
- 令和元年 5月 20日 【身体拘束の記録を行っていないかった】
- 令和元年 7月 1日 【平成31年4月1日以降、身体拘束等の適正化のための身体拘束等の適正化のための委員会（3月に1回）を開催していなかった】
- 令和元年 10月 18日 【実地指導】

例外的に身体拘束等を行う要件には合致するが令和元年5月20日から記録を行っていないかったこと、平成31年4月1日以降、身体拘束等の適正化のための委員会（3月に1回）を開催していなかったことを発見（→直ちに記録を行うよう指導）
⇒翌月からの減算及び速やかに改善計画を提出するよう指導
- 令和元年 10月 25日 【改善計画の提出】 事実が生じた月（10月）
- 令和元年 11月 1日 【身体拘束廃止未実施減算の適用】

↓
事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで減算する
- 令和2年 1月 1日 【事実が生じた月（10月）から3月後】

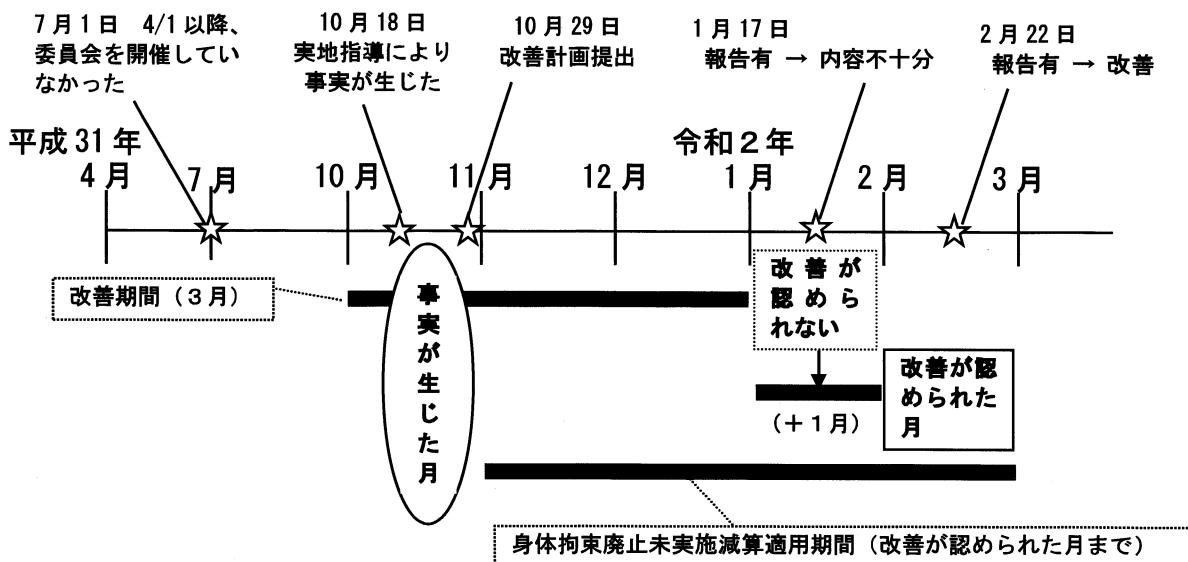
↓
事実が生じた月から3月後に改善状況を報告することとする
- 令和2年 1月 10日 【改善状況の報告により改善されたことを確認した】 改善が認められた月（1月）
- 令和2年 1月 31日 【身体拘束廃止未実施減算期間の終了】

② 「改善計画の提出月」が「事実が生じた月」の翌月の場合



- 令和元年 7月 1日 【平成31年4月1日以降、身体拘束等の適正化のための身体拘束等の適正化のための委員会（3月に1回）を開催していなかった】
- 令和元年 9月 28日 【実地指導】
 - 平成31年4月1日以降、身体拘束等の適正化のための委員会を開催していなかったことを発見
⇒ 翌月からの減算及び速やかに改善計画を提出するよう指導
- 令和元年 10月 1日 【身体拘束廃止未実施減算の適用】
 - 事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで減算する
- 令和元年 10月 5日 【改善計画の提出】
 - ↓
- 令和元年 12月 1日 【事実が生じた月（9月）から3月後】
 - ↓
 - 事実が生じた月から3月後に改善状況を報告することとする
- 令和元年 12月 19日 【改善状況の報告により改善されたことを確認した】
 - ↓
 - 改善が認められた月（12月）
- 令和元年 12月 31日 【身体拘束廃止未実施減算期間の終了】

③ 事実が生じた月から3月後においても改善が認められない場合



- 令和元年 7月1日 【平成31年4月1日以降、身体拘束等の適正化のための委員会（3月に1回）を開催していなかった】
- 令和元年 10月18日 【実地指導】
平成31年4月1日以降、身体拘束等の適正化のための委員会を開催していなかったことを発見
⇒ 翌月からの減算及び速やかに改善計画を提出するよう指導
- 令和元年 10月29日 【改善計画の提出】
- 令和元年 11月1日 【身体拘束廃止未実施減算の適用】
 事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで減算する
- 令和2年 1月1日 【事実が生じた月（10月）から3月後】
 事実が生じた月から3月後に改善状況を報告することとする
- 令和2年 1月17日 【改善状況の報告によっても改善されたことを確認できなかつた】※改善状況の報告がない場合も同様
 事実が生じた月の翌月からの減算は継続
- 令和2年 2月22日 【改善状況の報告により改善されたことを確認した】
 改善が認められた月（2月）
- 令和2年 2月28日 【身体拘束廃止未実施減算期間の終了】

福介第 2294 号

令和 3 年 9 月 9 日

地域密着型サービス事業者 様

寝屋川市福祉部高齢介護室

課 長 出野 純一

地域密着型サービス利用に係る条件について（再周知）

平素は、本市の高齢者福祉施策の推進にご理解とご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 25 年 3 月 25 日付け保介第 3291 号にて通知いたしました件につきまして、別紙のとおり再周知いたします。

〒572-8566 寝屋川市池田西町 24 番 5 号

寝屋川市福祉部高齢介護室

給付担当：田中

TEL : 072-838-0518/FAX:072-838-0102

Email:kaigo@city.neyagawa.osaka.jp

保 介 第 3291 号

平成 25 年 3 月 25 日

地域密着型サービス事業者 様

寝屋川市保健福祉部高齢介護室

室 長 藤 本 財 久

地域密着型サービス利用に係る条件について（通知）

平素は、本市の保健福祉行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、他市の被保険者の方の利用申込に関しましては、介護保険法第 78 条の 2 第 8 項に基づき、利用条件を附させていただいているところではありますが、この度、新たに内容について見直しを行い、下記(3)の条件を追加いたしましたので、ご確認頂きますようよろしくお願ひいたします。

記

1 条件

- (1) 基本的には、住所変更等を行うのではなく、現在の保険者から指定を受けること（指定同意の依頼をしてもらうこと）。
- (2) やむを得ず住所変更をする場合は、寝屋川市の被保険者になって 3 ヶ月以上経過していること。

※ なお、他市から直接事業所に住所変更をすることは従前どおり認めないこととします。

- (3) 本市の被保険者となって居住歴は 3 ヶ月未満であるが、2 親等以内の親族が市内に 1 年以上居住している場合であつて、市と事前協議の上、利用の必要性が認められた者であること。

2 適用

平成 25 年 4 月 1 日以降に相談・申込があつた方から適用とします。

【お問合せ先】寝屋川市保健福祉部高齢介護室

給付担当（担当：吉本）TEL:072-838-0518

E-mail:kaigo@city.neyagawa.osaka.jp